

## BSEに係る飼料規制の見直しについて

令和元年5月14日  
農林水産省消費・安全局  
畜水産安全管理課

### 1. これまでの経緯

- (1) 2001(平成13)年9月、我が国でBSEの発生が確認されたことを受け、肉骨粉等の動物由来たん白の製造・販売等を禁止した。その後、「BSEの感染源となりうる原料の飼料利用の規制(原料規制)」と「牛用飼料とその他飼料の製造工程分離(製造規制)」を基本とした飼料規制を講じてきた。
- (2) 一方、①我が国におけるBSE発生のリスクが低下していること、②適切かつ実効性あるリスク管理措置がとられていることを踏まえ、最新の科学的知見に基づいて、これまで順次、当該飼料規制を見直してきたところ。
- (3) しかしながら、畜産農家(飼料の利用者)、製造者、輸出国等からは規制の更なる見直しの要望の声が上がっており、また、未利用資源の有効活用の観点からも、リスクに応じた規制となるよう見直しを進める必要がある。

### 2. 飼料規制の見直し(案)

1を踏まえ、次の(1)～(6)について見直しを行うこととしたい。なお、これらの見直しによりBSEの発生リスクが高まることはないと考えられ、また、よりリスク管理措置の効率化・合理化に資するものと考えられる。

#### (1) 馬肉骨粉の豚・鶏用飼料への利用再開【省令<sup>※1</sup>】

牛等に由来するたん白が混入していない馬肉骨粉について、豚・鶏用飼料への利用を認める。

- (2) **豚・鶏・馬混合肉骨粉の製造再開【省令<sup>※1</sup>】**  
豚、鶏及び馬に由来するたん白を混合して肉骨粉を製造することを認める。
- (3) **豚・鶏・馬混合肉骨粉の原料収集要件の見直し【省令<sup>※1</sup>】**  
豚・鶏・馬混合肉骨粉の原料について、畜種別の分別収集を行わない混合収集を認める。
- (4) **養魚用牛血粉の輸入及びペットフード原料用牛血粉の利用・輸入再開【局長通知<sup>※2</sup>】**  
牛血粉については国内ですでに養魚用飼料としての利用が認められている。牛肉等の輸入についてリスク評価を行った国であって、OIEにより無視できるリスクの国として認定されている国由来の原料であれば、国内由来の原料と同等とみなせることから、これらの国からの輸入を認める。  
また、現在国内でも利用が規制されているペットフード原料用牛血粉について、国内での利用及び輸入を認める。
- (5) **食品加工工場に由来する肉骨粉等の原料の収集要件見直し【局長通知<sup>※3</sup>】**  
牛肉を扱っている食品加工工場であっても、牛肉等が混入しない管理措置を要件として、排出される残さの肉骨粉等への原料利用を認める。
- (6) **畜産農家及び飼料製造事業場等への立入検査頻度の見直し【局長通知<sup>※4</sup>】**  
都道府県、FAMICによる立入検査について、監視対象となる畜産農家や飼料製造事業場のリスク等に応じて頻度を見直す。

### 3. 今後の進め方（予定）

2の見直しを行うことについて、家畜衛生部会プリオン病小委員会に、家畜衛生の観点からの専門的、技術的な助言を求めた上で、見直し方針を決定する。

また、見直しに際しては、それぞれの事項について必要な手続き（農業資材審議会飼料分科会への諮問・報告、食品安全委員会への食品健康影響評価依頼、パブリックコメント、省令改正等）を行う。

※1：「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」  
（昭和51年7月24日 農林省令第35号）

※2：「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」  
（平成17年3月11日付け16消安第9574号 消費・安全局長通知  
平成30年4月2日付け29消安第6373号 消費安全局長通知 最終改正）  
及び  
「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」  
（平成13年11月1日付け13生畜第4104号 生産局長、水産庁長官通知  
平成30年5月10日付け30消安第232号 消費・安全局長通知 最終改正）

※3：「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」  
（平成17年3月11日付け16消安第9574号 消費・安全局長通知  
平成30年4月2日付け29消安第6373号 消費安全局長通知 最終改正）

※4：「牛海綿状脳症発生防止のための飼料規制の遵守に係る検査・指導の実施について」  
（平成17年10月31日付け17消安第5656号 消費・安全局長通知  
平成27年3月26日付け26消安第6580号 消費・安全局長通知 最終改正）